

相手国政府・相手国総務閣 (注1)	名 称	援助又は協力の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与の種類 (注2)	署名日 署名地 (兼捺印) (注3)	署名者	告示日 告示番号 (注4)
ペルー	ペルー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、面政府の資金当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	500,000千円 -----	H28.1.18 リマで (H28.2.22)	日本側 株丹達也在 ペルー側 アナ・マリア・ リリアナス・サンチェス・ バルガス・デ・リオス外 務大臣	H28.6.24 218号
ペルー	パチヤカマツク博物館遺跡保全機材及び教育機材整備のため、面政府とペルー共和国政府との間の交換公文	パチヤカマツク博物館遺跡保全機材及び教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	148,900千円 H32.2.29まで	H28.7.5 リマで (H28.9.29)	日本側 株丹達也在 ペルー側 アナ・マリア・ リリアナス・サンチェス・ バルガス・デ・リオス外 務大臣	H28.10.18 399号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。